

入札説明書

パッセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札の公告(平成30年9月14日付け)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1) 青森県が取得する物品 (以下「調達物品」という。)

ア 名称及び数量 パッセンジャーステップ車 1台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限

平成31年3月22日

(3) 納入場所

青森市大字大谷字小谷1-5 青森空港管理事務所

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ (会計管理課分室)

TEL 017-734-9104 (担当 五十嵐)

FAX 017-734-8016

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県県土整備部港湾空港課港政グループ

TEL 017-734-9673 (担当 滝本)

FAX 017-734-8194

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年10月26日 14時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎 南棟1階会計管理課入札室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 平成29年7月3日青森県告示第499号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成30年2月13日青森県告示第95号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、関係書類のうち、イからカまでについては、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

（ア） 調達物品又は同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ） 調達物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式4） 2部

（ア） 調達物品のメンテナンスが行える整備工場の一覧

- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
- ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手する

までの所要日数が明示されていること。

(イ) 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。
- ・ 車両の機能に重要な部品については2日、一般部品（1年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は5日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品の名称及びおおよその調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ 製作仕様書 2部

(ア) 調達物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

(イ) 調達物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

(ウ) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 2部

設計・製作(主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。)の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成30年10月5日午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 五十嵐）

FAX 017-734-8016

9 落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した8の(1)オ及びカの製作仕様書及び工程表に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に

相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11 入札書の提出方法等

(1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式6）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

(2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成30年10月26日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成30年10月25日午後5時までに提出しなければならない。

(3) 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

(1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

15 落札者の決定方法

(1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定

める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該受注者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 パッセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成30年10月26日 14時30分
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
 - (2) 納入実績証明書 2部
 - (3) メーカー及び工場に関する調書 2部
 - (4) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
 - (5) 製作仕様書 2部
 - (6) 工程表 2部

(別紙様式2)

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年9月14日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 入札件名 パッセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札

2 入開札日時 平成30年10月26日 14時30分

3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

4 添付書類

契約書（写）その他

(別紙様式3)

メーカー及び工場に関する調書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年9月14日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 パッセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成30年10月26日 14時30分
- 3 メーカー及び工場の状況

メーカー	商号又は名称	
	所在地又は住所	
	代表者氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
	総従業員数	
	昨年度総売上額	
最寄りの営業所等	名 称	
	所在地又は住所	
	担当者氏名	
	電話番号	
工場	名 称	
	所在地又は住所	
	責任者氏名	
	電話番号	
過去5年間の実績	延べ製作台数	(当該物品及び同等物品)

(別紙様式4)

サービス・メンテナンス体制証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年9月14日付け公告）に係る当該調達物品の
アフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 パッセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成30年10月26日 14時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りの整備工場の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

(注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ車両の機能に重要な部品については2日を、一般部品にあつては5日を超えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要するおよその日数を別業により記載する。

2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別業により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別業により記載する。

(別紙様式5)

平成30年10月26日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

入 札 書

¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(内訳)

番号	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	パッセンジャーステップ車	仕様書のとおり	1台		○○○
	合 計				○○○

備考 落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 パッセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 平成30年10月26日

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎南棟1階会計管理課入札室

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目 1 番 1 号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第 1 条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1）名 称 パッセンジャーステップ車

（2）形式・規格 別紙仕様書のとおり

（3）数 量 1 台

（4）金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第 2 条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第 2 条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第 3 条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 平成 3 1 年 3 月 2 2 日

（2）納入場所 青森市大字大谷字小谷 1 - 5 青森空港管理事務所

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第 1 項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第 4 条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができな
いと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金
は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の
100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合
において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数がある
ときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金
又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)
若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額
を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事
項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者
とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、
各自その1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)

仕様書最終確認



自走式パッセンジャーステップ車 (航空機搭乗員用昇降はしご車)

仕様書

平成30年

青森県

1. 総 則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、空港の主にエプロンで使用するもので、航空機から搭乗員が安全に昇降するための自走式パッセンジャーステップ車（航空機搭乗員用昇降はしご車）の製作について定めるものである。本装置は、青森空港における気象条件においても、安全性を損なうことなく、十分な耐久性を有するものでなくてはならない。

1. 2 車両の概要

車両前部に運転席および後部・上部に昇降はしごを搭載した自走式昇降はしご装置とする。昇降はしご装置は、上部にプラットフォームを有し、プラットフォームを安全な速度で、伸縮及び首振りすることで航空機ドアに安全に近づけることのできる構造とすること。また、昇降はしごのステップ部は、十分な広さを有し、可能な限り水平な角度に展開できるものでなければならない。

なお、プラットフォームの床面高さを、以下の航空機ドア床面高さに配置できるよう十分な調整範囲を有するものでなければならない。

	航空機サイズ
最低ドア床面高さ	E170
最高ドア床面高さ	A330/340

1. 3 適用基準

車両製造において使用する材料及び部品は、すべて新品であって日本工業規格（以下「J I S」という。）に適合することとする。ただし、J I S以外の規定に適合するものを使用する場合は、J I Sと比較対照するための関連外国規格又は類似外国規格等との比較表を提出して、発注者の承認を受けること。

1. 4 納入に関する一般的事項

1. 4. 1 車両納入時に発注者の関係者に対し、操作方法及び保守運営について十分な教育、訓練を行うこと。
1. 4. 2 本仕様書等を厳守し適切な管理を行うとともに、不明箇所について、発注者と十分な調整を行うこと。
1. 4. 3 契約後速やかに、本仕様書に基づいて生産工程表を作成し、発注者と詳細に協議すること。
1. 4. 4 改善の必要が認められる事項が発生した場合、発注者と協議をすること。
1. 4. 5 発注者の要求がある場合は、作業状況の報告をすること。
1. 4. 6 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議をすること。

1. 5 車両の保障

車両を納入後1箇年以内に、設計及び製作上の瑕疵に起因して事故、故障、あるいは保守運転上の不具合が発生した場合には、受注者の責任において、無償修理するものとする。また、その瑕疵が発注者と協議し、受注者の故意若しくは重大な過失によって生じたものと判断される場合は、保障期間経過後であっても受注者に無償修理及び改造を行わせることがある。ただし、発注者の運用保守に重大な欠陥があった場合は、この限りではない。

1. 6 部品の保守・供給体制

受注者は、納入後車両の機能に重要なユニット部品について、不具合等が発生し部品交換等の必要が生じた場合には、48時間以内に納入（整備）場所に必要部品が供給できるように、日本

国内に保管場所を確保し供給体制を確立すること。

なお、部品供給期間は、車両納入後15年間とする。また、保管等に要する費用は、受注者の負担とする。

1. 7 言語

言語は、慣用的に外来語を用いる場合を除き日本語とする。また、計量単位については、国際単位系に係るSI単位を使用すること。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議すること。

1. 8 提出書類

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 取扱説明書 | 2部 |
| (2) 部品カタログ | 2部 |
| (3) 各種試験及び検査成績書 | 2部 |
| (4) 付属品及び予備品一覧表 | 2部 |

1. 9 納入

- 1.9.1 納入場所：〒030-0155 青森県青森市大字大谷字小谷 1-5
青森空港管理事務所 TEL017-739-2121
台数：1台

- 1.9.2 納入場所までの輸送は、輸送保険付とし、また、輸送中における性能の低下があってはならない。

1. 10 検査

検査は、発注者の検査職員立会の下に、下記事項について青森空港内の指定場所において実施するものとし、仕様書に規定する諸条件を満足することを確認するものとする。これに必要な人員、設備、測定機器、消耗品等は、すべて受注者において準備すること。

なお、受注者は、検査に先立ち詳細な立会検査実施要領書及び社内試験成績書を提出して、その承諾を受けること。ただし、検査の一部は、発注者の検査職員が、受注者における生産工程、品質及び生産管理の実情、社内試験設備、あらかじめ提出された社内試験成績書等を審査し、妥当と認めた場合は、それをもって検査成績書とし、発注者の指示を受け一部の検査項目の立会検査を省略することがある。

1.10.1 定置検査及び現地引渡運転

定置検査及び現地引渡運転は、下記項目について行う。ただし、発注者の指示を受けて承認を受けた際に限り、検査の一部を省略することがある。

(1) 定置検査

定置検査は、外観、寸法、規格、機能、その他組立状況等の確認を行う。

(2) 現地引渡運転

現地引渡運転は、青森空港内の指定場所において実作業運転を行うとともに、現地関係者に対し、取扱説明及び実技の指導を行うこと。

1. 11 特許権等に関する紛争の処理

車両について、特許権等に係る紛争を生じた場合は、受注者は発注者と協議し、受注者の責任と認められた場合は、すべて受注者の責任において速やかに処理すること。

2. 車両の構造一般及び性能

2. 1 車両の構造及び性能等

- 2. 1. 1 名称 自走式パッセンジャーステップ車（航空機搭乗員用昇降はしご車）
- 2. 1. 2 構造一般 1. 2記載のとおり

2. 2 車両寸法

- 2. 2. 1 全 長 1 1, 0 0 0 mm以下（プラットフォーム収納時）
1 1, 4 0 0 mm以下（最大プラットフォーム展開時）
- 2. 2. 2 全 幅 4, 8 0 0 mm以下
- 2. 2. 3 全 高 7, 0 0 0 mm以下
- 2. 2. 4 乗車定員 1人以上
- 2. 2. 5 最低地上高 1 5 0 mm以上

2. 3 性能

- 2. 3. 1 最高走行速度 2 0 km/h以上
- 2. 3. 2 はしご部許容荷重 6, 0 0 0 k g（7 5人/8 0 k g換算）
- 2. 3. 3 最小回転半径 車体最外部にて8. 0 m以内（プラットフォーム収納時）
- 2. 3. 4 プラットフォーム高さ 最低位置；2, 4 0 0 mm以下
最高位置；5, 8 0 0 mm以上
- 2. 3. 5 最高耐風速 2 3 m/秒以上（プラットフォーム展開時）

3. 各装置の構造等

3. 1 走行装置

- 3. 1. 1 形式 4×2、前軸操舵（FWS）、後軸駆動（RWD）
- 3. 1. 2 駆動方式 油圧駆動式
- 3. 1. 3 機関 水冷もしくは空冷ディーゼル機関
- 3. 1. 4 駆動装置
(1) 形式 油圧駆動式
(2) 変速機構 自動変速機 前進2速、後進1速以上

- 3. 1. 5 車軸 リジッド式サスペンション
後軸デフロック付

3. 1. 6 制動装置

- (1) 主ブレーキ 前軸；ディスク式、後軸；ドラム式
- (2) 駐車ブレーキ 油圧スプリングディスク式

3. 1. 7 運転台

- (1) 形式 クローズドキャブ、
- (2) ステアリングハンドル取付位置 運転室中央
- (3) その他装備品 冷暖房装置
フロントガラス用ウォッシャー及びワイパー
後写鏡（運転台左右）
運行に必要な灯火類

3. 2 昇降はしご装置

3. 2. 1 構造

はしごは上部と下部の2段及びプラットフォーム部より構成される。はしごは、伸縮し高さを各ステップ位置で固定できる構造とする。また、はしご全体を起伏させることにより、収納と展開を行うとともに、プラットフォーム高さの微調整を行うことができる構造とする。

また、はしご全体はキャノピー（左右半透明パネル）及びベローズで覆われた構造とすること。

3. 2. 2 はしご起伏機構

- (1) 形式 油圧シリンダー式
- (2) 起伏角度 32～38度
- (3) その他装備品 機関障害発生時のための手動収納機能を設けること。
また、航空機のドア高さの可変に追従して自動レベル調整を行えるものとする。

3. 2. 3 はしご伸縮機構

- (1) 形式 油圧シリンダー式
- (2) 伸縮長 2. 3. 4 記載にプラットフォーム高さに十分な伸縮長とする。
- (3) ロック機構 上部はしごと下部はしごのステップが中間部で一致する高さごとに機械式ロック機構を設けること。
- (4) その他装備 機関障害発生時のための手動収納機能を設けること

3. 2. 4 ステップ

- (1) 材質・形状 アルミニウム合金製、スリップ防止グレーチング
- (2) その他装備 ステップは、水滴が上部に溜まらないようにグレーチング材を使用すること。また、ステップ灯を設けて、夜間においても各ステップに十分な照度を確保できるものとする
こと。
なお、上部と左右はキャノピー（左右は半透明）で覆い、ステップ両側に手摺を設けること。

3. 2. 5 プラットフォーム

- (1) 形式 ベローズ付プラットフォーム
- (2) スライド長さ 380mm以上（ベロー収納時）
8, 500mm以上（ベロー展開時）
- (3) 作動方式 電動リニアアクチュエータ2個
- (4) 首振り角度 プラットフォーム先端を車両中心より±10度の範囲の角度をオフセットできるものとする
こと。
- (5) スノーシャッター プラットフォームの前後に風雪の進入を防止するためのシャッターを設けること。
- (6) その他 プラットフォーム先端部及びベロー先端部には航空機外壁を傷つけないようにクッション材を使用したバンパーを有すること。

3.2.6 支持機構

- (1) 形式 油圧シリンダー式スタビライザー
- (2) 支持箇所 車幅内側4カ所
- (3) その他機構 走行装置がニュートラル位置にあるときのみスタビライザー張り出しできるインターロックを設けること。
また、機関障害発生時のための手動収納機構を設けること。

3.2.7 操作装置

(1) 運転席操作装置

運転席には走行に必要な操作装置の他に、以下の操作または表示を行える装置を設けること。

- a) 非常停止ボタン及び非常停止状態表示灯
- b) 操作位置切換ロッカースイッチ 運転席/プラットフォーム部
- c) はしご展張状態表示灯
- d) ベローズ展張状態表示灯
- e) スタビライザー昇降操作装置及び位置表示灯
- f) はしご起伏スイッチ
- g) はしご伸縮スイッチ
- h) はしご展張高さプリセットスイッチ (5種類以上の航空機に対応できること)

(2) プラットフォーム部操作装置

プラットフォーム部において以下の操作を行えるものとする。

- a) 非常停止ボタン及び非常停止状態表示灯
- b) 各種照明 ON/OFF
- c) はしご起伏微調整スイッチ
- d) プラットフォーム伸縮スイッチ
- e) ベローズ伸縮スイッチ

4. その他付属品

- | | | |
|-----------|-------------|------|
| (1) 消火器 | 車載型ABC1.8kg | 1個 |
| (2) 車止め | | 1式 |
| (3) 黄色散光灯 | | 1個以上 |

5. 銘板

車両には、見やすい箇所に下記事項を記載した銘板を取り付けること。

- (1) 製造会社名
- (2) 製作年月日
- (3) 型式又は規格
- (4) 製造番号又は機械番号

6. 塗 装

外装は、ウレタン系の耐久性、耐候性のある塗料を塗布することとし、塗装色は製造会社標準を原則として、検査職員の承諾を得ること。車体下回りには耐塩害アンダーコーティングを施すこと。

7. 記入文字

『青森県』	車両左右側面
『PS-1』	車両左右側面及び後面

8. その他の事項

- (1) 湿気や雨滴で水がたまる部分には必ず水抜き孔をもうけること。
- (2) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。
- (3) 仕様についての協議
本仕様書において疑義が生じた場合は、あらかじめ協議すること。